加盟団体代表者会議運営要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第５条に規定する加盟団体が、この法人と連携を密にし円滑な事業運営が行えるよう必要な事項を定める。

（設　置）

第２条　この法人は、前条の目的を達成するため、加盟団体代表者会議（以下「代表者会議」という。）を開催する。

（開　催）

第３条　代表者会議は、原則としてこの法人の事業計画及び予算が承認された後に行い、次に掲げる事項について加盟団体に対して報告する。ただし、理事長が必要と認めるときは随時開催することができる。

(1)　この法人の事業計画及び予算

(2)　その他必要な事項

２　代表者会議は、原則として加盟団体の代表１名及びこの法人の業務執行理事以上が出席して行うものとする。

（補　則）

第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は専務理事が別に定める。

附　則

この要領は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。